

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」について

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯等への負担増加や収入減少に対する支援を行うため、次のとおり給付金を支給します。

支給対象者 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方等。

■所得要件

- ①令和4年度の町民税均等割が「非課税」の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどの理由で、令和4年1月以降の収入が町民税均等割非課税世帯と同じ水準となっていると認められる方

■養育要件

- ア 令和4年4月分の児童手当受給者（公務員以外）
- イ 令和4年4月分の児童手当受給者（公務員）
- ウ 令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者
- エ 新規児童手当受給者（公務員以外）
※令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当について、出生により新規または増額の申請を行い、認定を受けた方
- オ 新規児童手当受給者（公務員）
※令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当について、出生により新規または増額の申請を行い、認定を受けた方
- カ 新規特別児童扶養手当受給者
※令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当について、新規または増額の申請を行い、認定を受けた方
- キ その他の対象児童の養育者
※上記ア～カには該当しないが、令和4年3月31日時点でその他の対象児童（平成16年4月2日から平成19年4月1日までに出生された児童）を養育している方

給付額 対象児童1人あたり一律5万円

- 申請手続き**
1. 所得要件①に該当し、養育要件のア・ウのいずれかに該当する方
⇒申請不要。令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ振り込み。
 2. 所得要件①に該当し、養育要件のエ・カのいずれかに該当する方
⇒申請不要。新規または増額の申請後、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座へ振り込み。
 3. 所得要件①に該当し、養育要件のイ・オ・キのいずれかに該当する方
⇒申請が必要となりますので、次頁窓口にて申請手続きをお願いします。
必要書類：申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し
 4. 所得要件②に該当し※、養育要件ア～キのいずれかに該当する方
⇒申請が必要となりますので、次頁窓口にて申請手続きをお願いします。
必要書類：申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し、収入がわかる給与明細書、年金受給者の方は年金振込通知書等